

たうん情報



市役所への問合先

- 本 庁 ☎24 - 1111
- 吉田支所 ☎52 - 1111
- 三間支所 ☎58 - 3311
- 津島支所 ☎32 - 2721
- 宇和海支所 ☎62 - 0311

ぼしゅう

旧浦知小学校跡地 活用事業

浦知地区活性化協議会で、旧浦知小学校跡地を活用して浦知地区の活性化に結びつく事業を行う事業者などを募集します。詳しくは、募集要項をご覧ください。か、お問い合わせください。

【募集期間】 7月29日(金)まで
※現地見学を希望する場合は、募集期間中の毎週火曜日の午後1時30分から現地にて担当者が待機します。事前にお問い合わせください。

【募集要項】 6月30日(木)まで、浦知地区活性化協議会および企画情報課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【問合先】 浦知地区活性化協議会事務局（清水）
☎090-4972-6818
または企画情報課
☎49-7003

宇和島圏域手話・要約 筆記奉仕員養成講座

■手話を学ぼう！入門課程
手話を初めて学ぶ人のための「入門講座（全21回）」を開催します。

【と き】 6月6日～11月21日の各月曜日
午後7時～9時

【定 員】 25人（先着）

【受講料】 無料

※テキスト代（3,150円）は受講者負担。

【受付締切】 4月28日(木)まで

■手話で話そう！基礎課程

昨年度以前に「入門課程」を修了した人を対象に「基礎課程（全25回）」を開催します。継続受講生以外で、今年度から申し込みを希望する場合は、必ずお問い合わせください。

【と き】 5月23日～12月5日の各月曜日

午後1時30分～3時30分

【追加募集】 10人（先着）

【受講料】 無料

※テキスト代（3,150円）は受講者負担。ただし、入門課程で新テキスト

（旧）は受講者負担。ただし、入門課程で新テキスト

第21回宇和島市長杯ヨットレース うわじまパールカップ2016

【と き】 5月1日(日)
(スタート) 午前10時～
【コース】 九島～遊子沖合
※レースの観戦場所は、九島の裏側です。

【参加対象】
クルーザーおよびレーサータイプのヨット

【申込締切】 4月21日(木)

※詳しくは、宇和島ヨットクラブホームページをご覧ください。



【問合先】

宇和島ヨットクラブ事務局（徳田） ☎22 - 0201
http://www.geocities.jp/uwajima_yachtclub/



【問合先】 FMがいや
☎49 - 1769
✉r-m@gaiya769.jp
<http://www.gaiya769.jp/>

村田蔵六と フォークを語ろう

木曜日 午後2時～
再放送 午後5時～
午後10時～



【パーソナリティ】
村田 和剛（蔵六）さん

【内 容】

懐かしいフォークを楽しみましょう。ゲストを迎えてのスタジオでの生演奏もときどきあります。※各番組への感想やリクエストも受け付けています。

ト購入済みの人は不要。
【受付締切】 4月28日(木)まで

■要約筆記奉仕員養成講座

難聴者や中途失聴者の「耳」となっている要約筆記奉仕員をこ存じですか。文字で伝える通訳と一緒に学びましょう。全10回。

【と き】 6月8日～11月9日の各水曜日
 午後1時30分～3時30分

【定 員】 20人

【受講料】 無料
 ※テキスト代(3,400円)は受講者負担。

【受付締切】 5月6日(金)まで

■各講座共通

【とこ】 総合福祉センター
【申込・問合先】 福祉課障

害福祉係 ☎ 内線 2151

手話通訳者・要約筆記記者研修

奉仕員養成講座修了者を対象にした、通訳者養成研修を開催します。

■手話通訳者養成研修コース
 (通訳Ⅱコース)

昨年度以前に通訳Ⅰコースを修了した人、または同程度の手話技術を有する人が対象。

【と き】 5月～平成29年1月の間の、月1回程度の土曜日

【とこ】 総合福祉センター

■要約筆記記者養成研修コース

初心者可。奉仕員養成講座修了生は、補講コースでの受講可。

【と き】 5月～平成29年2月の間の、月1～5回程度の土曜日または日曜日

【とこ】 西条市総合福祉センター (西条市神拝)

■各コース共通

【定 員】 各20人

【受講料】 無料
 ※テキスト代は受講者負担。

【受付締切】 4月28日(木)まで
【申込・問合先】 県視聴覚福祉センター ☎ 089-

92319093

宇和島市男女共同参画審議会委員

市では、男女共同参画社会づくりの施策に対して意見を求めたり、重要事項について調査や審議を行う委員を募集します。

【募集人員】 2人程度

【任 期】 2年間 (平成28～29年度)

【会議回数】 年間1～4回程度(平日・昼間2時間程度)

※審議する内容により、会議回数は異なります。

【対 象】 市内に住む18歳以上の男女

【応募方法】 4月20日(木)までに、「宇和島市男女共同参画審議会委員(応募)」と書いて、住所・氏名・性別・生年月日・職業(勤務先)・電話番号・応募の動機・団体活動などを記入している人はその内容を記入して、持参、郵送(消印有効)、またはEメールで提出してください。

※応募多数の場合は、選者により決定します。

【申込・問合先】 〒798-8601 宇和島市曙町1番地

企画情報課 コミュニティ推進係 ☎ 内線 2236

gender@city.uwajima.lg.jp

もよおし

▽21日(木) 午後6時

VS徳島インディゴソックス

▽22日(金) 午後6時

VS香川オリブガイナース

【とこ】 丸山公園野球場

【入場料】 (全席自由席)

○高校生以上 800円

(当日1,000円)

○小・中学生 400円

(当日500円)

※未就学児は無料。

【前売券販売所】 明屋書店

宇和島明倫店、フジグラン

北宇和島、スポーツメイト

ホソイ、市内コンビニエンスストア

(ローソン、サークルKサンクス)、市役所

地下売店

※コンビニエンスストアで

購入する場合は、発券手数料などが別途必要です。

【問合せ】 企画情報課行政

改革係 ☎ 内線 2502

市民パソコン講座

■文書作成ソフトで写真と文字を入れてみましょう

【と き】

(第1回) 4月14日(木)

(第2回) 4月20日(水)

(第3回) 4月26日(火)

各回、午後2時～3時30分

【とこ】 生涯学習センター

【講師】 和田周子さん

【定 員】 14人

【受講料】 無料(資料代200円は受講者負担)

【持参品】 筆記用具、パソコン(ある人)

【受付開始】 4月1日(金)

午前9時～

【申込・問合先】 生涯学習

センター ☎ 2517514

四国アイランドリーグ plus シーズン公式戦

■愛媛マンダリンパイレーツ

4月開催試合

【と き】



© S.M.E

もよおし

第1回 ほっと安心 認知症講演会

■認知症を認知しよう！
 申込不要。お気軽に参加
 ください。

【と き】 4月24日(日)
 午後1時～3時

【とこ】 鶴島公民館

【講師】 出雲神吉 先生

【入場料】 無料

【問合せ先】 認知症カフェす
 ずらん(西野) ☎090-
 2788-1526

おしらせ

松山自動車道 夜間通行止め

高速道路を利用する皆さんには、「迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。」

■大洲北只IC～西予宇和IC

【と き】 4月11日(月)～12

日(火)の午後8時～翌午前6時(2夜間)

【迂回路】 国道56号

【問合せ先】 西日本高速道路(株)(NEXCO西日本)

四国支社愛媛高速道路事務所 ☎089-905-0181

<http://www.w-nexco.co.jp/shikoku-yakan/>

危険物取扱者 試験・準備講習会

■試験

【と き】 6月26日(日)

午前10時～

【とこ】

(学 生) 吉田高校 ほか
 (一 般) 愛媛大学

【願書受付】

(書面申請) 4月12日(火)～
 22日(金)(必着)

(電子申請) 4月9日(土)～
 19日(火)

※電子申請については、「(一財)消防試験研究センターホームページ」をご覧ください。

【試験の種類】 甲・乙・丙種の全種類(吉田高校会場)

は乙種第4類と丙種

【受験料】

▽甲種 5,000円

▽乙種 3,400円

▽丙種 2,700円

【受験願書】 消防本部・鬼北消防署・吉田分署・津島分署・県南予地分局防災対策室に設置しています。

【問合せ先】 (一財) 消防試験研究センター ☎089-932-8808

■準備講習会(乙種第4類対象)

【と き】 5月20日(金)・21日(土) 午前9時～午後4時

【とこ】 消防本部大会議室

【受講料】

▽会員 6,600円
 △一般 9,200円

【テキスト代】

○法令・実務 各1,400円
 ○問題集 1,700円
 (乙種第4種のみ)

【問合せ先】 宇和島地区危険物安全協会事務局(消防本部予防課内) ☎22-7501

固定資産の縦覧・閲覧

■縦覧制度

固定資産の納税者がほかの土地や家屋の価格と比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます(パソコン画面で表示、紙面印刷はできません)。

【縦覧期間】 4月1日(金)～5月2日(月)(執務時間中)

【縦覧できる人】 納税者(課税対象者)、納税者と同居している親族、納税者の代理人(委任状が必要)

【手数料】 無料

※土地の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」のみ縦覧できます(土地、家屋を所有している人は両方の縦覧帳簿を縦覧できます)。

※制度の趣旨と異なる目的の縦覧はお断りする場合があります。

■閲覧制度

固定資産の所有者が自分

の固定資産課税台帳に記載された内容を閲覧できます(台帳の印刷は1枚50円)。

【閲覧期間】 通年(執務時間中)

※平成28年度分は、4月1日(金)から閲覧可能。

【閲覧できる人】 固定資産の所有者、同居している親族、借地人・借家人などの利害関係者、所有者の代理人(委任状が必要) など

【手数料】 1件300円

※縦覧期間中は平成28年度分の閲覧手数料のみ無料。

【縦覧・閲覧場所】 税務課・各支所税務係

【持参品】 本人確認ができるもの(運転免許証など顔写真付きの官公署が発行した身分証明書)、代理人は委任状、利害関係者は賃貸借契約書・不動産登記簿など

【問合せ先】 税務課土地係 ☎内線2512・家屋係 ☎内線2538・家屋係(償却資産) ☎内線2534

防災ラジオなどの 放送内容確認電話

防災ラジオや屋外拡声スピーカーによる災害などの緊急時放送と定時放送の内容を電話で確認できます。番号のかけ間違えにご注意ください。

【放送内容確認用電話番号】
☎49-7064

【開始日】4月1日(金)

【確認できる放送内容】

▽直近に放送した緊急放送
▽定時放送

※JA放送は除きます。

【問合せ】危機管理課 ☎内線2030

防災出前講座

■地域の防災力を向上させ
ましよう

市では、自治会や各種団体の申請を受けて、防災出前講座を実施しています。

南海トラフ巨大地震などの応急救助には、消防・警察などの防災関係機関による救助だけでは間に合いません。地域で防災に関する

心構えを確認してみませんか。休日・夜間も開催できます。

【講座内容】避難所運営シミュレーション訓練、地震災害の基礎知識、災害に対する備え、土砂災害の基礎知識 など

【費用】無料

※会場の準備、使用料などは申請者の負担です。また、講師の日程調整が必ず要となりますので、事前に危機管理課までご連絡ください。

【問合せ】危機管理課 ☎内線2410

第10回特別弔慰金

戦後70周年にあたり、戦没者の皆様に、改めて弔慰の意を表すため、ご遺族の皆様へ特別弔慰金(記名国債)を支給します。

今回の弔慰金は、償還額を年5万円に増額することにも、5年ごとに国債を交付します。

申請手続きには個人番号カード、通知カードなどが

必要です。(平成27年度中に申請済の人は、必要ありません。)

詳しくは、お問い合わせください。

【支給対象者】

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを

受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。
(1)平成27年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した人
(2)戦没者などの子
(3)戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

【支給内容】額面25万円、5年償還の記名国債

【申請期限】平成30年4月2日まで

※申請期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【請求・問合せ】福祉課 援護福祉係 ☎内線2154・2046

年金生活者等支援 臨時福祉給付金

賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者を対象に、給付金が支給されます。

【支給対象者】平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

(平成27年度臨時福祉給付金の支給要件)

▽基準日(平成27年1月1日)に、市に住民登録をしており、平成27年度の住民税が課税されていない人

ただし、次の人は給付金の対象者となりません。
○平成27年度分の住民税が課税されている人に扶養

されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている人

○申請後、支給決定するまでに死亡した人

【支給額】対象者1人につき3万円

【申請手続】

(申請方法)4月上旬に対象者へ郵送される申請書に必要事項を記入し、必要書類とあわせて返送、または、市役所の給付金窓口・各支所に提出してください。

(受付期間)4月11日(月)～7月31日(日)(消印有効)

※原則、郵送による受付となります。窓口での受付は、4月11日(月)～7月29日(金)の執務時間中に受付します。

【給付金の支給】申請内容を審査し、支給(不支給の結果)を通知します。給付金の支給は、申請書に記載された口座へ5月中旬ごろから振り込み予定です。

【申込・問合せ】福祉課 給付金担当専用 ☎49-7086 または、吉田・三間・津島支所福祉環境係

平成28年度から変更・開始される主な制度・サービス

市役所への問合せ 三間支所 ☎58-3311
 本 庁 ☎24-1111 津島支所 ☎32-2721
 吉田支所 ☎52-1111 宇和海支所 ☎62-0311

【年金・保険料など】

■国民年金・国民年金保険料 【年金額の決定】

平成28年度の国民年金支給額は、前年度と同じく月額65,008円（年額780,100円）です。額改定通知書の送達はありませんが、支払額通知書が6月に日本年金機構より郵送されます。

【国民年金保険料】

4月からの平成28年度国民年金保険料は、16,260円で、前年度（15,590円）より670円引き上げられます。

【学生納付特例の申請】

平成27年度に学生納付特例を承認された人で、平成28年度も同じ学校に在学する人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書」(返信用ハガキ)が送付されます。必要事項を記入し、返送することで学生納付特例

の継続申請ができます。

なお、昨年度2月上旬以降に手続きをした人は返信用ハガキの送付が5月以降になる見込みですので、その間は未納扱いになります。再度4月の段階で免除申請をしてください。

※在学する学校などを変更した人は、再度申請手続きが必要ですよ。

【問合せ先】

市民課国民年金係 ☎内線2133
 宇和島年金事務所国民年金課 ☎2215344

■後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料を見直しています。

県後期高齢者医療広域連合では、県財政安定化基金

(国・県・広域連合が3分の1ずつ積み立て)を活用した上で、平成28・29年度の保険料を改定しました。

【保険料の計算方法】

平成28・29年度 保険料の計算方法

均等割額 (金額)	被保険者が等しく負担 (46,308円)
+	
所得割額	前年所得に応じて負担 【総所得金額等－基礎控除 (33万円)】 ×所得割率 (9.16%)
＝	
保険料 (年額) 【限度額 57万円】 ※10円未満切捨て。	

1人あたりの保険料は、被保険者が等しく負担する

「均等割額」と前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。平成28年度の保険料は、平成27年の所得などを基に7月ごろに算定し、個人に通知します。

【保険料の負担軽減を継続しつづけて】

▽所得の低い人
世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。今回も2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。また、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。

▽被用者保険の被扶養者だった人
制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

年金収入による保険料の例 (単身世帯の場合)

年金収入	軽減割合	保険料 (年額)	前回との比較
80万円	均等割9割軽減	4,630円	110円増
150万円	均等割8.5割軽減	6,940円	160円増
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	58,570円	1,120円増

【問合せ先】保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2187・2181または、県後期高齢者医療広域連合 ☎0891911・7733

■各種福祉手当額

法律の規定により、平成28年4月分から、福祉手当額が改定されました。(月額0.8%増)

手当の種類	平成27年4月～	平成28年4月～
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
福祉手当(経過措置分)	14,480円	14,600円
児童扶養手当(全額支給)	42,000円	42,330円
児童扶養手当(一部支給)	9,910～41,990円	9,990～42,320円

【問合せ先】福祉課障害福祉係
 係内線2110・児童福祉係
 係内線2141

(法律・住民サービスなど) ■障害者差別解消法が施行されます

障害者差別解消法は、国や市町村といった行政機関や民間事業者による、「障がい」を理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会を作るための法律です。

【対象となる人】

▽障害者基本法で定められた、障がいのあるすべての人(身体障がい、知的障がい、精神障がい・発達障がいを含む)

▽心身の機能の障がいがある人で、社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人
 ※障害者手帳をもっていない障がいのある人も含まれます。

【障がいを理由とした差別】

障がいを理由とした差別には、次のようなものがあります。

○不当な差別的取扱い

正当な理由がなく、サー

ビスなどの提供を拒否されたりすることなど。

○合理的配慮の不提供

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があつたときに、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと。

これらを法律で禁止したり、法的義務や努力義務を課したりしています。

【問合せ先】福祉課障害福祉係
 係内線4917016

■宇和島地区向け

火災発生放送の開始

宇和島地区では、火災発生時の緊急放送を行っています。せんでしたが、4月1日より、宇和島地区の沿岸部・離島部を対象として、火災発生時の緊急放送を行います。

【対象地区】

- ①沿岸部(石心、小池、九島、三浦、遊子、下波、蔦淵)
- ②離島部(日振島、戸島、嘉島)

【放送機器】各地区の屋外

拡声スピーカー

※防災ラジオでの放送はしません。

【放送実施者】消防本部

※火災の延焼の恐れが無かつた場合も放送します。

〈お願い〉

火災の発生を確認した場合、速やかに119番通報をお願いします。

【問合せ先】危機管理課内線2030

■防災ラジオ・屋外拡声スピーカーによる放送

「放送時間の変更と宇和島地区での放送開始」行政連絡は、お知らせする情報があるときのみ放送します。また、宇和島地区の時報は一部地域のみ放送します。

(お気を付けください)

ラジオ放送(時報・行政連絡・JA放送)は通常音量(ラジオの設定音量)で放送されます。

【問合せ先】総務課秘書広報係
 係内線2415

地区	放送設備	朝			昼			夕方		夜	
		時報	行政連絡	JA放送	時報	行政連絡	JA放送	時報	行政連絡	JA放送	
宇和島	防災ラジオ	—	6:25～	—	—	12:55～	—	—	18:56～	—	
	屋外拡声スピーカー	6:00	—	—	12:00	—	—	18:00	—	—	
吉田	防災ラジオ	—	6:50～	7:10～	—	—	12:50～	—	19:00～	19:40～	
	屋外拡声スピーカー	6:00	—	—	12:00	—	—	17:00	—	—	
三間	防災ラジオ	—	6:30～	7:00～	—	—	—	—	19:20～	19:30～	
	屋外拡声スピーカー	6:00	—	—	12:00	—	—	17:00	—	—	
津島	防災ラジオ	—	6:40～	7:20～	—	—	—	—	19:10～	19:50～	
	屋外拡声スピーカー	6:00	—	—	12:00	—	—	17:00	—	—	

マイナンバー制度 通知書兼照会書の「ハガキ」が届いたら？



マイナちゃん

■個人番号カードの受け取り手続きをしてください

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請をした人に、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（以下、「ハガキ」）を送付しています。

【カードの受け取り】
 ハガキに記載された場所へ、受け取りに必要な物を本人が持参してください。15歳未満または成年被後見人が交付申請者の場合は、法定代理人と一緒に本人もお越しください。
 住民基本台帳カードとマイナンバーカードの両方を所有することはできません。交付時に、住民基本台帳カードを返却ください。

有者のみ

▽本人確認書類
 ※以後、「本人確認書類」は、後述する一覧表を確認ください。

■代理人による受け取り

ご本人が病気、身体の障がい、そのほかやむを得ない理由で交付場所での受け取りが困難な場合に限り、代理人による受け取りを委任できます。
 ※通学や仕事などの理由では委任できません。

【受け取りに必要な物】

▽ハガキ
 △通知カード
 △住民基本台帳カード（所有者のみ）
 △委任者の本人確認書類（本人の顔写真入りの証明書が必要）
 △本人の交付窓口での受け

取りが困難であることを証する書類（診断書、本人の障害者手帳、本人が施設などに入所している事実を証する書類など）

▽代理人の本人確認書類
 △代理権者の確認書類
 ○法定代理人の場合
 戸籍謄本（本籍地が市内である場合は不要）その他の資格を証明する書類
 ○法定代理人以外の場合
 委任状（ハガキの「委任状」欄への記入で可）

■暗証番号設定が必要です

交付窓口で暗証番号を設定しますので、事前に考えておいてください。

「署名用電子証明書」

英数字6文字以上16文字以下で設定します。英字はA～Zまで、数字は0～9までが利用でき、いずれも

1つ以上が必要です。
 △利用者用電子証明書
 △住民基本台帳用
 △券面事項入力補助用
 この3種類は、数字4桁で設定します（同じ暗証番号の設定が可能です）。

■本人確認書類

確認書類の種類	
書類①	住民基本台帳カード（写真付きのみ）/運転免許証/運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/一時庇護許可書/仮滞在許可書
書類②	健康保険証/年金手帳/社員証/学生証/学校名が記載された各種書類/預金通帳や医療受給者証などで「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの

【本人が受け取る場合】

書類①のうち1点または、書類②のうち2点・うち1点は官公署発行のもの

【代理人が受け取る場合】

▽本人確認用

書類①のうち2点または、書類①・②のうち各1点もしくは書類②のうち3点
 ※書類②が3点の場合、その内1点は、官公署が発行した顔写真付きのもの。
 △代理人確認用
 書類①のうち2点または、書類①・②のうち各1点
 ※詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】

○「制度」について
 企画情報課 ☎内線2506
 ○「カード」について
 市民課 ☎49-7075
 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbangocard.go.jp/>
 総合フリーダイヤル
 ☎0120-95-0178

■ご注意ください！

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号などの個人情報を出さそうとする電話や、訪問が全国で発生しています。
 各機関から電話や訪問をすることはありませんので、決して1人で対応せず、相手の名前や用件をメモして各機関に相談するようにしてください。